

外為法関連の制度改正について

令和7年11月 貿易経済安全保障局

今般の制度改正概要

- 以下の内容について、外為法関連の政省令等を改正。
 - (1) 国際輸出管理レジームの合意及び責任ある技術保有国として、国際的な状況を踏まえた改正
 - ①噴霧乾燥器に関する規制内容の見直し
 - ②重要・新興技術に関する輸出管理品目等の改正
 - (2) 輸出規制の合理化・適正化(無償での持ち帰りを前提とした武器の一時持ち出しの特例化、防衛装備品 の維持・補修のための部品の輸出に係る合理化等)
 - (3) 技術管理スキームにおける対象技術の追加
- (1) 国際輸出管理レジームの合意及び責任ある技術保有国として、国際的な状況を踏まえ た改正
- ①噴霧乾燥器に関する規制内容の見直し(令和7年11月15日施行)

当該品目に関連する高裁判決の内容※を踏まえ、省令上の「殺菌」の文言を「消毒」に改正するとともに、「消毒」の 手法を、化学薬剤の使用に限定する等の改正を実施。

- ※東京高裁判決において、「殺菌」の解釈について、生物化学兵器の拡散防止を目的とする国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ(AG)合意で定められた内容に従って解釈するのが合理的と判示。
- ②重要・新興技術に関する輸出管理品目等の改正(令和8年2月14日施行)

全地域を対象に輸出管理の対象となる貨物として以下の3品目を追加。

- ・ペプチドの合成を行うための装置
- ・高エントロピー合金の粉又は耐火性のある金属の粉若しくはその合金の粉
- ・モジュールプログラムの変更を行うことができるモジュール等
 - ※あわせて既存の規制対象貨物の仕様の改正等を起こった

貨物の追加・仕様等の改正概要

項番等	内容
2の項	圧力測定器に係る仕様の改正等
3の2の項	ボツリヌス毒素の仕様の改正等
	発酵槽、クロスフローろ過装置及び噴霧乾燥器の省令上の文言改正等
	遠心分離機の仕様の改正等
	ペプチドの合成を行うための装置の追加
5の項	合金の粉末の製造法の追加
	超電導材料の仕様の改正等
	高エントロピー合金の粉又は耐火性のある金属の粉若しくはその合金の粉の追加
7の項	集積回路・半導体の仕様の改正等
	サンプリングオシロスコープの仕様の改正等
	プログラムの変更を行うことができるモジュール等の追加
9の項	人工衛星の名称の改正等
10の項	レーザー発振器の仕様の改正等
12の項	潜水艇の部分品の仕様の改正等
13の項	宇宙空間用の飛しょう体の仕様の改正等
	燃焼器の技術に係る仕様の改正等
	ガスジェネレータータービン等の技術の仕様の改正等
15の項	無人式の潜水艇の仕様の改正等

(2)輸出規制の合理化・適正化① (無償での持ち帰りを前提とした武器の一時持ち出しの特例化) (令和7年11月15日施行)

- <u>国際スポーツ競技大会に参加するため</u>に一時的に持ち出される<u>銃及び銃弾の輸出許</u> <u>可を不要</u>とする。
- 政府機関が行う以下の一時的な持ち出し(輸出)を許可不要とする。
 - ✓ 内閣府又は外務省が化学兵器禁止条約に基づき行う遺棄化学兵器の廃棄を目 的とした一時的な持ち出し(化学剤検知器等)
 - ✓ **警察庁又は海上保安庁による警護を目的**とした一時的な持ち出し(防弾チョッキ等)
 - ✓ **防衛省(その委託を受けた者を含む。)**が自衛隊の装備の**附属品又は部分品**について行う**修理を目的**とした輸入元への一時的な持ち出し(機械部品等)

(3)輸出規制の合理化・適正化② (防衛装備品の維持・補修のための部品の輸出に係る合理化等)

【防衛装備品の維持・補修のための部品の輸出に係る合理化】(令和8年2月14日施行)

- 防衛装備品の移転に当たっては、装備品の移転自体に加えて、移転後の装備品の維持・補修 を確実に実施することも重要。その際には、移転先の要請に応じて、特定の附属品又は部品を 迅速に移転することが必要となる場合も想定される。
- しかし、現行制度においては、装備品の附属品又は部品を移転する際には、**移転する部品及び 数量を都度輸出許可申請する必要**があり、迅速な部品の移転が困難となる場合もありえる。
- そのため、防衛装備移転協定を締結した国に対して輸出した防衛装備品の維持・補修のための 附属品又は部品に限定して、その輸出を包括許可制度の対象とする。

【スポーツ銃等の輸出等に係る合理化】

- スポーツ銃、リベット銃等の部品 (グループA国向けに限る。)を包括許可の対象に追加する。 (令和8年2月14日施行)
- 国際約束に基づき適正管理される政府安全保障能力強化支援(OSA)に基づく役務(武器に係るものを除く)の提供に係る許可を不要とする。(令和7年11月15日施行)

(4) 官民対話による技術管理スキームにおける対象技術の追加 (令和8年1月14日施行)

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過ととともに 主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく**事前報告制 度を設け**、これを端緒として**官民が確実に対話**する。
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。
- 事前報告対象として、現在15技術を指定しており、今般、新たに4技術を追加。

